

法定保存期間一覧

2年

● 居宅療養管理指導の諸記録(薬歴除く)

『不正等の市町村への通知内容、苦情の内容、調剤過誤レポート』の記録が必要。

根拠法令等… 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第90条の2第2項

● 薬局製剤、要指導・第一類医薬品の販売記録

医薬品販売業者以外の一般消費者への販売時に記録が必要。

根拠法令等… 薬機法施行規則第14条第3項、第4項

● 向精神薬廃棄記録(第一種及び第二種)

帳簿で記録する。

根拠法令等… 麻薬及び向精神薬取締法第50条の23第2項、第4項 麻薬及び向精神薬取締法施行規則第42条

● 麻薬帳簿

根拠法令等… 麻薬及び向精神薬取締法第38条第2項

● 麻薬譲渡証

卸から受け取る。原則分譲禁止。

根拠法令等… 麻薬及び向精神薬取締法第32条第3項

● 麻薬小売業者間譲渡・譲受確認書

自治体HPに所定の様式あり。
事前許可により、同一都道府県において、在庫不足の場合のみ分譲可。
本確認書に加え、麻薬処方箋の写しも一緒に保存する。

根拠法令等… 麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2
麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について(平成19年8月13日付薬食監麻発第0813005号通知)

● 覚醒剤原料譲渡証

卸から受け取る。分譲禁止。帳簿は努力義務。

根拠法令等… 覚醒剤取締法第30条の10第3項

● 覚醒剤原料帳簿

『譲受・譲渡、処方による交付、廃棄した医薬品の品名、数量及びその年月日、患者又は相続人等から調剤済を譲受した場合は、その氏名』の記載が必要。

根拠法令等… 覚醒剤取締法第30条の17第4項
薬機法等の一部を改正する法律の一部の施行について(令和2年3月3日付薬生発0303第1号通知)

● 毒劇薬譲受証(実務上保存することはほぼない)

譲受側に提出義務がある。常時取引関係にある医薬品卸やグループ内薬局へは提出不要。その他の薬局、病院であっても、薬剤師免許証や薬局開設許可証の提示をすれば提出不要。

根拠法令等… 薬機法第46条第1～4項

3年

● 薬歴

最終記載から3年間保存。

根拠法令等… 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(平成30年3月5日付保医発0305第1号通知) 別添3 調剤報酬点数表に関する事項

『 <u>包含されるその他規定</u> 』 ・居宅療養管理指導の諸記録(薬歴)		(2年保存)	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第90条の2第2項	『薬歴、不正等の市町村への通知内容、苦情の内容、調剤過誤レポート』の記録が必要。
--	--	--------	---------------------------------------	--

● 薬局管理簿

最終記載から3年間保存。
『試験検査、不良品の処理、その他当該薬局の管理に関する事項、薬剤師不在時間に伴う記録(不在理由、不在時間、不在時間の薬局の状況)』を記載。

根拠法令等… 薬機法施行規則第13条第3項

5年

● 処方箋と調剤録(公費除く)

民法上の診療報酬請求権消滅時効が5年間。
麻薬処方箋も同様に5年間保存。

根拠法令等… 薬剤師法第27条、第28条第3項 薬担規則第6条 健康保険法第194条に準用する民法第166条

『 <u>包含されるその他規定</u> 』 ・高度管理医療機器の譲渡の記録		(3年保存)	薬機法施行規則第173条第2項、第3項	『品名、数量、年月日、Lot番号(对患者には不要)、譲渡人又は譲受人氏名・住所』の記録が必要。(特定保守管理医療機器については、15年間の保存が必要。) →処方箋譲渡の場合は、処方箋の保存をもって代用。
・処方箋医薬品の販売・授与に関する帳簿		(2年保存)	薬機法第49条第3項	

● 処方箋と調剤録(公費)

生活保護12 中国残留邦人25 結核10・11
自立支援医療15・16・21 小児特定疾患52 指定難病54

根拠法令等… 指定医療機関医療担当規程第9条(生保)
指定医療機関療養担当規程第6条(難病)
感染症指定医療機関医療担当規程第11条

指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程第6条
指定自立支援医療機関(育成・更生医療)療養担当規程第8条
指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程第8条

● 生活保護調剤券 中国残留邦人調剤券

請求月から5年間保存。(自治体によってはより短い保存期間規定あり)

根拠法令等… 指定医療機関医療担当規程第9条

● 毒劇物譲渡記録&譲受証

他の毒物劇物営業者に販売、授与する際は譲渡記録を付けることが必要。
消費者に販売、授与する際も譲受証を記載・提出してもらうことが必要。

根拠法令等… 毒物及び劇物取締法第14条

6年

● 高度管理医療機器管理帳簿

最終記載から6年間保存。
『研修の受講状況、品質確保の実施状況、苦情処理・不良品回収等の状況、教育訓練の実施状況、その他管理に関する事項』の記録が必要。

根拠法令等… 薬機法施行規則第164条

10年

● 納品伝票、分譲伝票

受領した事業年度終了翌日から2か月後を起算日として7年保存。
ただし、欠損金の繰越を行う場合は要10年保存。

根拠法令等… 法人税法施行規則第8条の3の10、第26条の3、第59条 会社法第432条、第435条

『 <u>包含されるその他規定</u> 』 ・医薬品の譲受・譲渡の記録 (向精神薬第一種及び第二種除く)		(3年保存)	薬機法施行規則第14条第1項、第4項	『品名、数量、年月日、Lot番号(对患者には不要)、譲渡人又は譲受人氏名・住所』の記録が必要。(特定保守管理医療機器については、15年間の保存が必要。) →納品伝票を保存する。
・向精神薬譲渡・譲受の記録 (第一種及び第二種)		(2年保存)	麻薬及び向精神薬取締法第50条の23第2項、第4項 麻薬及び向精神薬取締法施行規則第42条	
・高度管理医療機器の譲受・譲渡の記録		(3年保存)	薬機法施行規則第173条第2項、第3項	各種伝票で代用。2年間は当該医薬品とその他の納品伝票は分けて保存する必要がある。分譲においても同様。

● 特定生物由来製品に関する記録

『患者氏名、住所、品目、Lot番号・記号、年月日』の記録が必要。

根拠法令等… 薬機法第68条の22第3項 薬機法施行規則第237条 薬機法施行規則第240条第2項

20年